

消費者庁消費者制度課（消費者裁判手続特例法担当）
意見募集担当 御中

令和3年11月6日

「『消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書』に関する意見」

公益社団法人
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
消費者提言委員会

102-0071

東京都千代田区富士見 2-4-6 宝 5 号館 2 階

電話番号：03-6434-1125

e-mail: nacs-teigen@nacs.or.jp

報告書を読み、検討会において現行制度の問題の所在及び考えられる対応について丁寧にご議論いただいたことがよく分かりました。本報告書の取りまとめにご尽力された方々に感謝を申し上げます。

報告書の中で、特定適格消費者団体が運営する消費者団体訴訟制度の位置付けが、消費者被害の未然・拡大防止や、集団的消費者被害回復と消費者利益擁護を図り、公正な市場実現に寄与する社会インフラの一つと明示されました。適格消費者団体を支援し、特定適格消費者団体にメンバーが参加している当協会にとって、制度の意義が掲げられたことを評価いたします。

一方、特定適格消費者団体は全国で3団体しか無く、制度を維持する為の環境整備は喫緊の課題です。

報告書中の意見、提案に基本的に賛成します。この方向で、（特定）適格消費者団体の意見をよく聞き、さらに実効性の高い制度となるよう、法改正を進めていただくことを要望します。

その上で、報告書の中で意見対立があったと記載されている以下の部分について、以下に意見を述べさせていただきます。

第2 被害回復裁判手続の制度的な対応

1. 対象となる事案の範囲

(1) 請求・損害の範囲の見直し

- ・ 検討会報告書によると、個人情報漏えい事案を画一的に算出される慰謝料請求の対象とすることについて見解が分かれたとの記述がありましたが、個人情報漏洩事案だけを特別扱いすることには賛成いたしかねます。参考人として出席された個人情報保護委員会からの指摘部分に同感です。
- ・ この部分に関連して、事業者の主観の範囲を故意に限定することには反対です。報告書中の意見「個人情報漏えい事案における慰謝料の現実の認容額の水準からすると、消費者による個別提訴はおよそ現実的ではないところ、事実上、事業者は故意でない限り民事上の責任を問われることはないといった誤ったメッセージを与えることの懸念や故意の立証の困難の懸念から、重大な過失による個人情報漏えい事案に係る慰謝料も対象とすべきである」との意見に賛同します。

第3 特定適格消費者団体の活動を支える環境整備

(意見の内容)

消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支える方策として、第三者的な主体を法的に位置付けること、消費者被害が集まる国民生活センターや消費者センターなどを含む行政との連携や支援を行うことに賛成です。また、(特定)適格消費者団体の事務負担の軽減や、補助金交付などの支援を求めます。

(意見の理由)

報告書の問題の所在にも述べられているように、被害回復制度の実効性を向上させるためには、担い手となる(特定)適格消費者団体の環境を支える環境整備が重要な課題です。

しかしながら、実際には制度や(特定)適格消費者団体についての認知度・理解度の問題、財政面や体制面に課題があり、さらに現行制度における事務負担が大きいことも大きな問題とされます。

多くの(特定)適格消費者団体では少数の事務方スタッフと、弁護士・司法書士・消費生活相談員などのボランティアによって活動が支えられているのが現状です。

以上の課題を解決し、少額多数の消費者被害回復を図るために、担い手となる適格消費者団体の活動を支える環境整備をお願いします。

以上